

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ-6-1 総論</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) どのような金融商品・サービスを提供するかについては、様々な商品・サービスの中から、各銀行が自らのビジネスモデルを踏まえて、自主的な経営判断により選択すべきものであるが、具体的な例としては以下のような取組みが期待されている。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>地域における顧客サービス維持・確保に向けた取組み</u> <u>過疎地における共同店舗等の活用による顧客サービスの維持・確保のための取組みに際しては、Ⅲ-3-4-1-2を参照するほか、必要に応じて、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-13を参考にすることが考えられる。</u></p> <p>(参考) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ-6-1 総論</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) どのような金融商品・サービスを提供するかについては、様々な商品・サービスの中から、各銀行が自らのビジネスモデルを踏まえて、自主的な経営判断により選択すべきものであるが、具体的な例としては以下のような取組みが期待されている。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>(3) (略)</p>